

東京都後期高齢者医療制度保険料の軽減特例等の見直しについて

後期高齢者医療制度の保険料につきまして、平成31年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会議定会において、東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が可決され、平成31年度から低所得者に係る均等割額の軽減特例（9割軽減及び8.5割軽減）等が、下記のとおり見直しされることとなりましたので、お知らせします。

記

1 均等割額の軽減特例の見直し

(1) 9割軽減

被保険者全員が年金収入80万円以下（その他の所得がない）の世帯。

平成31年度当初から通年で8割軽減とし、平成32年度から本則（7割軽減）とする。

(2) 8.5割軽減

総所得金額等の合計が33万円以下（年金収入168万円以下）の世帯。

平成31年度は、1年間、8.5割軽減を継続し、平成32年度当初から通年で7.75割軽減とし、平成33年度から本則（7割軽減）とする。

2 均等割額軽減（5割・2割）の判定所得の基準額引き上げ

	総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	
	現行	平成31年度
5割軽減	33万円＋（ <u>27.5</u> 万円×被保険者数）以下	33万円＋（ <u>28</u> 万円×被保険者数）以下
2割軽減	33万円＋（ <u>50</u> 万円×被保険者数）以下	33万円＋（ <u>51</u> 万円×被保険者数）以下

